明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省令〕
○地方税法施行規則等の一部を改正する省令（総務八）　一

〔告示〕
○特定社会基盤事業者を公示する件（金融庁一三）　二
○特定社会基盤事業者の指定を解除する件（同一四）　二
○時刻認証業務の認定に関する規程第五条第二項において準用する同規程第三条第一項に規定する時刻認証業務の変更認定に関する件（総務七二、七三）　三
○日本国に帰化を許可する件（法務四六）　四
○保安林の指定をする件（農林水産三〇二～三〇九）　四
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（国土交通一五八）　五
○道路に関する件（関東地方整備局四七）　六
○都市計画に関する件（同四八～五六）　六
○都市計画に関する件（北陸地方整備局九、一〇）　七
○都市計画に関する件（中部地方整備局一一、一二）　八
○道路に関する件（近畿地方整備局一四）　八
○道路に関する件（九州地方整備局二六）　八

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕
内閣　法務省　厚生労働省　最高裁判所　八

〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　九
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　九
船員の特定最低賃金の改正決定に関する公示（関東運輸局最低賃金公示二、四国同三）　九

〔公告〕
諸事項
官庁
公証人法第十三条に規定する公証人の採用、前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出、職員の免職処分関係　一〇
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一二
会社その他　一三

省令

○総務省令第八号

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）の施行に伴い、地方税法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年三月三日

総務大臣　村上誠一郎

地方税法施行規則等の一部を改正する省令

（地方税法施行規則の一部改正）

第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の三の三第九項、第四条の三の二第二項第一号及び第七条の二の四第一項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第八条の三十八第一項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

第十条第九項第一号、第十二条の三の二第一号、第十六条の十八第一号、第二十四条の二十九の二第二項第一号及び第二十五条第七項第一号中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

附則第四条の七第十項中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

附則第七条の三第十一項第一号、第七条の四第十一項第一号、第二十三条第一項第一号ロ、第二十四条第十二項第一号イ及び第二十五条第一項第一号ロ中「第二条第十五項」を「第二条第十六項」に改める。

第一号様式記載要領2、第一号の三様式備考5、第三号様式備考6、第五号の十四様式備考2(9)、第六号様式記載要領4、同様式（その2）記載要領4、同様式（その3）記載要領4、同様式別表一記載要領3、同様式別表一の二記載要領3、同様式別表一の三記載要領3、同様式別表五記載要領3、同様式別表五の二記載要領2、同様式別表五の二の二記載要領2、同様式別表五の二の三記載要領2、同様式別表五の三記載要領2、同様式別表五の四記載要領2、同様式別表五の五記載要領2、同様式別表十四記載要領2、第六号の二様式記載要領4、第六号

の三様式記載要領４、同様式（その２）記載要領４、同様式（その３）記載要領４、第十号の二様式記載要領４、第十号の三様式記載要領４、第十号の四様式記載要領４、第十号の五様式記載要領３、第十一号様式記載要領４、第十二号の三様式備考２(4)、第十二号の五様式備考(1)、第十二号の七様式備考２、第十二号の十様式備考３、第十二号の十三様式備考２、第十三号様式記載要領３、第十三号の二様式記載要領２及び第十四号様式記載要領２中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第十六号様式記載要領３、同様式別表一記載要領３、同様式別表二記載要領３、第十六号の二様式記載要領３、同様式別表一記載要領３、同様式別表二記載要領３、同様式別表三記載要領３、第十六号の三様式記載要領３及び第十六号の五様式記載要領４中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第十六号の六様式記載要領３及び同様式別表記載要領２中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第十六号の七様式記載要領３、第十六号の八様式記載要領４、第十六号の十様式記載要領３、第十六号の十二様式備考２、第十六号の十四様式記載要領３、第十六号の十六様式記載要領３及び第十六号の十七様式記載要領３中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第十六号の二十五様式記載要領３中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第十六号の二十八様式記載要領３、第十六号の三十一様式記載要領４、第十六号の三十二様式記載要領４、第十六号の三十三様式記載要領３、第十六号の三十五様式記載要領５、第十六号の三十六様式記載要領２、第十六号の三十八様式記載要領２、第十六号の三十九様式記載要領２、第十六号の四十様式記載要領２、第十六号の四十一様式記載要領４、第十六号の四十二様式記載要領３及び第十七号様式記載要領５中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第十七号様式別表記載要領20、第十七号の二様式記載要領３及び同様式別表記載要領15中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第十八号様式記載要領３中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第二十号様式記載要領４、同様式別表一記載要領３、同様式別表一の二記載要領３、同様式別表四の三記載要領２、第二十号の二様式記載要領４、第二十号の二の二様式記載要領３及び第二十二号の三様式記載要領４中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第二十三号様式記載心得１、第二十四号様式記載要領３、第二十五号様式記載要領５、第二十六号様式記載要領３、第二十八号様式記載要領１、第二十九号様式記載要領１、第三十号様式記載要領２、第三十一号様式記載心得２、第三十二号様式記載要領２、第三十三号様式記載心得２、第三十四号の二様式記載要領３、第三十四号の二の二様式記載要領３及び第三十四号の五様式記載要領３中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第三十四号の六様式記載心得２、第三十四号の七様式記載心得２、第三十四号の八様式備考２、第三十四号の九様式備考２及び第三十四号の十様式記載心得２中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第三十四号の十一様式記載心得３中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第三十四号の十二様式記載心得２中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

第四十四号様式記載要領３、同様式別表一記載要領３、同様式別表二記載要領３、同様式別表三記載要領３及び同様式別表四記載要領３中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第四十九号様式記載心得２、第五十号様式記載心得２、第五十一号様式記載心得２及び第五十一号の二様式記載心得２中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第二条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

附則第五条第二項第一号及び第八条第二項第一号中「同条第十五項」を「同条第十六項」に改める。

（地方税法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年総務省令第八十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式記載要領３及び別記第二号様式記載要領３中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

（地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）

第四条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式記載要領２及び別記第二号様式記載要領２中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第五条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式記載要領２及び別記第二号様式記載要領２中「同条第15項」を「同条第16項」に改める。

第六条　地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和六年総務省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

本則の表改正後欄の地方税法施行規則第六号様式別表四の四中「第２条第15項」を「第２条第16項」に改める。

附　則

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十六号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。